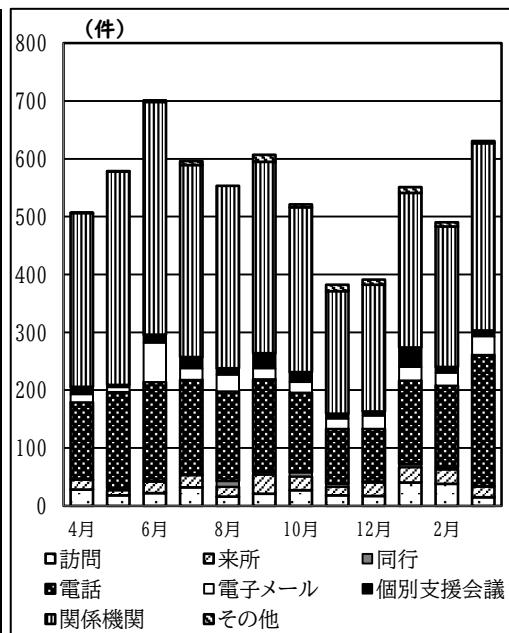


令和2度 生活支援センター あけび の概況報告(4月～3月)

1. 相談支援業務の概況

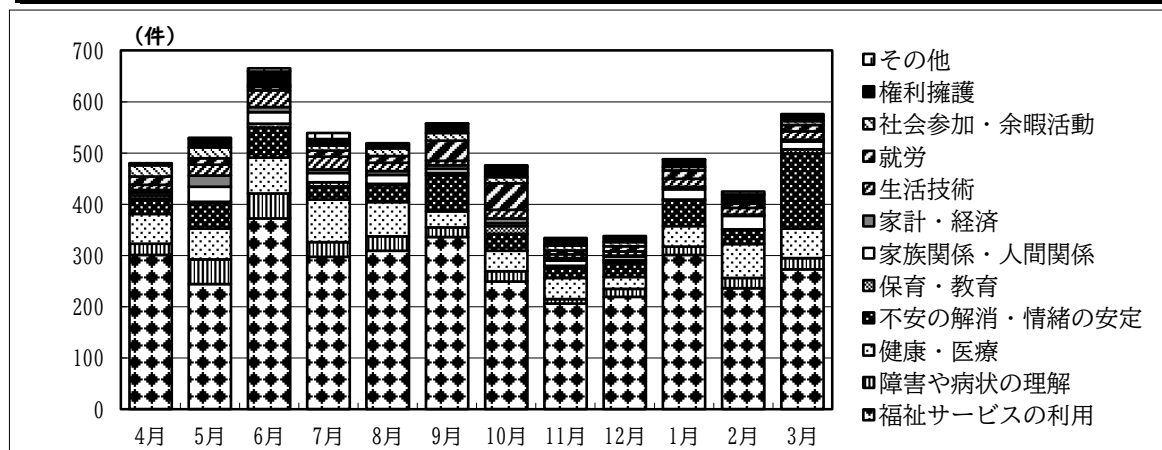
(1) 相談支援業務の件数

	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	月合計
4月	28	17	0	134	14	13	300	1	507
5月	18	9	3	167	8	4	369	1	579
6月	22	20	1	171	68	14	402	3	701
7月	32	21	1	164	20	19	332	7	596
8月	16	17	10	155	29	11	315	0	553
9月	21	33	4	161	19	26	331	12	607
10月	27	24	7	138	18	17	285	5	521
11月	18	15	5	95	18	8	212	11	382
12月	17	23	2	91	23	7	219	9	391
1月	40	27	5	145	23	34	267	10	551
2月	38	25	3	142	22	10	243	7	490
3月	15	18	1	227	32	10	324	4	631
合計	292	249	42	1790	294	173	3599	70	6509

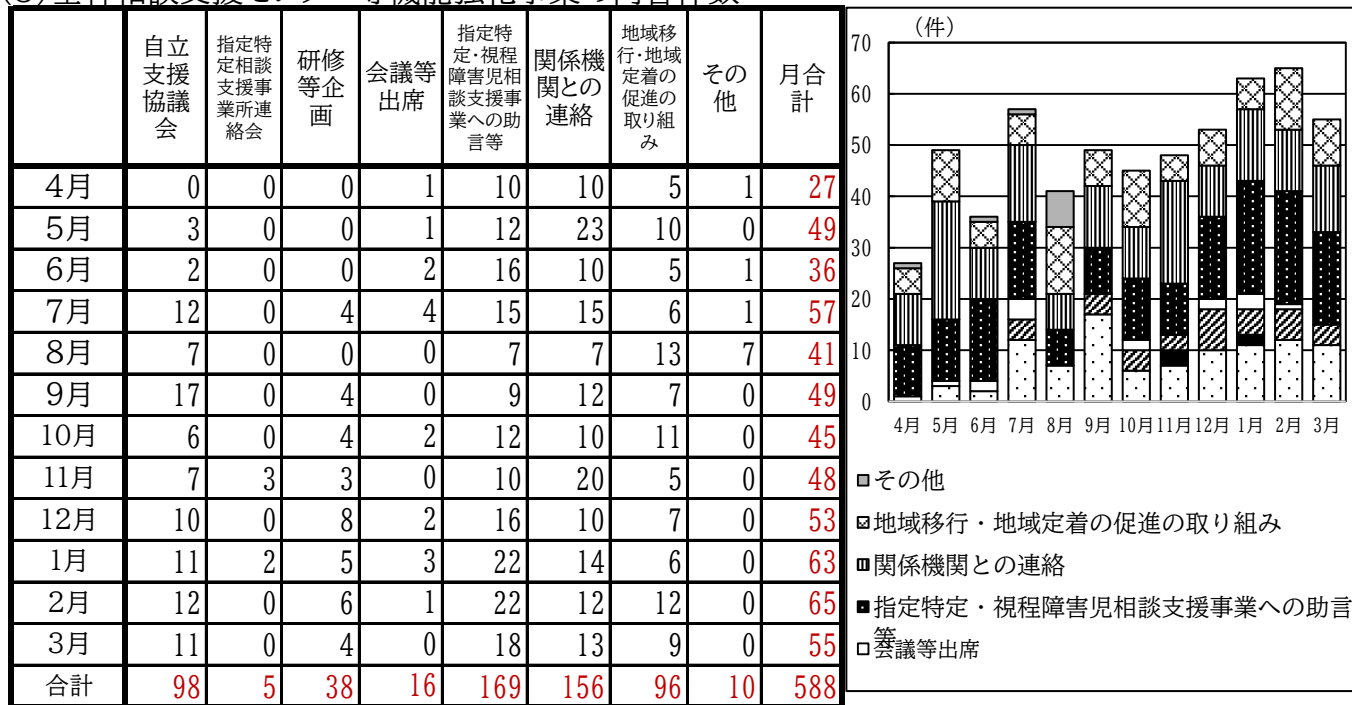


(2) 障害者相談支援事業の内容件数

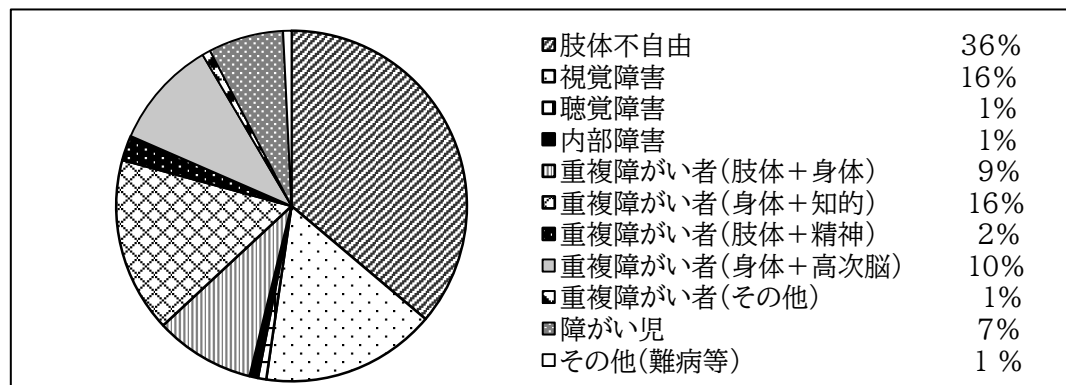
	福祉サービスの利用	障害や病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒の安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	月合計
4月	301	22	58	30	6	6	5	10	16	22	3	1	480
5月	244	48	60	51	2	29	22	21	13	21	17	2	530
6月	372	49	70	59	7	23	10	32	7	4	26	6	665
7月	297	29	83	26	8	18	7	25	12	10	12	12	539
8月	309	28	67	33	3	17	8	16	13	15	7	3	519
9月	336	19	31	70	5	8	7	9	39	15	18	1	558
10月	249	20	40	33	15	6	9	17	52	12	20	3	476
11月	206	9	41	22	2	10	5	7	8	9	15	0	334
12月	219	16	23	28	5	7	2	8	10	8	12	0	338
1月	301	16	40	50	2	20	5	16	16	7	14	1	488
2月	236	20	66	28	1	26	3	13	8	5	13	6	425
3月	273	22	57	147	8	15	4	16	13	7	14	0	576
合計	3343	298	636	577	64	185	87	190	207	135	171	35	5928



(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業の内容件数



(4) 相談対象者障がい種別



2. 障害者相談支援事業の内容について

(1) 福祉サービスの利用等に関する支援

- ・ 聞き取りおよびサービス利用についての情報提供
- ・ 障害福祉サービスの代行申請
- ・ サービス等利用計画に関する説明
- ・ 調整会議の開催
- ・ 利用者負担額の試算及び軽減に関する情報提供、軽減申請代行
- ・ 上限管理についての情報提供
- ・ 障害支援区分認定調査代行申請
- ・ 障害支援区分認定調査
- ・ サービス提供事業者との連携及びサービス利用内容要望等の連絡、調整
- ・ 地域生活支援事業のサービス利用計画作成
- ・ サービス提供事業所への見学同行
- ・ 市内転出入に伴う申請援助
- ・ 障害者手帳の申請、更新、再交付、等級変更等に関する相談、代行
- ・ 学童の放課後支援や長期休暇支援に関する事
- ・ 介護保険制度に関する相談
- ・ 介護保険ケアマネージャーとの連携、連絡、調整

- ・ 地域包括支援センターとの連携、連絡、調整
- ・ 他の相談支援事業所との連携、連絡、調整
- ・ 家族の介護力不足に伴う、緊急対応の調整・同行
- ・ 介護保険課、健康課、環境事業課、保護課との連携
- ・ 郡山保健所との連携、連絡、調整

など

(2) 障害や病状の理解に関する支援

- ・ 本人の病状に関する相談
- ・ 本人の障がい特性の理解促進
- ・ 障がい受容に関する支援

など

(3) 健康・医療に関する支援

- ・ 訪問診療等に関する情報提供
- ・ 訪問看護ステーションとの連携、連絡、調整
- ・ 障がい特性に応じた医療機関の情報提供
- ・ 病状について医療機関との連携、連絡、調整
- ・ 入退院に伴う医療機関、家族、支援機関との連携、連絡、調整
- ・ 難病患者等への支援
- ・ 健康維持、促進に関する相談

など

(4) 不安の解消・情緒の安定に関する支援

- ・ 生活の不安に関する相談、生活状況の確認
- ・ 新型コロナウイルス感染リスクに関する不安

など

(5) 保育・教育に関する支援

- ・ 特別支援学校進路担当者との連絡、情報交換
- ・ 養護学校卒業後の進路に関する相談
- ・ 就学、進学に関する情報提供、相談
- ・ 学校への通学に関する相談
- ・ 通信制高校や復学に関する相談

など

(6) 家族関係・人間関係に関する支援

- ・ 家族と本人との関係性についての相談
- ・ 近隣住民や友人関係に関する相談
- ・ 当事者間でのトラブルに関する相談
- ・ 入所先での人間関係や生活についての相談
- ・ 家族支援に関して介護保険事業所等との連携、連絡、調整
- ・ 家族の入院等に伴う関係機関との連携、連絡、調整

など

(7) 家計・経済に関する支援

- ・ 心身障害者(児)医療制度に関すること
- ・ 高額医療制度に関しての相談、申請代行
- ・ 特定疾患医療に関すること
- ・ 障害者年金に関すること
- ・ 生駒市交通費助成に関すること
- ・ 生活保護に関すること
- ・ 地域権利擁護事業の利用による金銭管理の進捗状況
- ・ 障がい者割引サービスに関しての情報提供
- ・ 借金や生活費に関すること

など

(8)生活技術に関する支援

- ・ 障がい者家族の介護負担軽減の方策についての相談支援、傾聴
- ・ 緊急通報システムに関する情報提供
- ・ 介護タクシー、子育てタクシー、福祉有償移送サービスに関する情報提供
- ・ 民間有償サービス(施設や病院内での支援、家事代行、配食サービス等)に関する情報提供
- ・ 日常生活用具の購入に関する情報提供、申請代行
- ・ 補装具の給付に関する情報提供、連絡、調整、申請代行
- ・ 福祉機器に関する、業者との連絡、利用援助
- ・ まごころ収集に関する事
- ・ 子育て支援に関する事
- ・ 親の加齢に伴う、将来の生活の場についての相談
- ・ 大家、不動産業者との連絡、引っ越しに関する事

など

(9)就労に関する相談

- ・ 仕事に関する相談、情報提供、同行
- ・ 休職・復職に関する事
- ・ 就業・生活支援センターとの連携、連絡、調整
- ・ 高校卒業後の就職先に関する事
- ・ 就労の継続に関する相談

など

(10)社会参加・余暇活動に関する支援

- ・ サロンの紹介、参加支援
- ・ 各種教室や行事への参加支援
- ・ ボランティア資源の開拓
- ・ 長期入院者の退院へ向けての情報提供、サービス調整
- ・ ひきこもり状態からの社会参加へ向けた相談

など

(11)権利擁護に関する支援

- ・ 成年後見制度の情報提供、申請援助
- ・ 地域権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・ 虐待の疑いに関する相談
- ・ 触法に関する事

など

(12)その他

- ・ 研修会へ参加

など

会議・研修名	内容	日時・場所
高次脳機能障害Web研修会	医師や当事者の話しを聞き、高次脳機能障害の症状について理解し、支援方法について学ぶ	10月16日～1月18日 配信
支援者向けコロナ・感染症対策セミナー	感染症についての知識を再確認し、事業所での感染予防対策について学び、『新しい生活スタイル』を確立する	11月21日 zoom及び配信
発達障害者支援研修会 (基礎研修)	発達障害の特性や生きづらさを理解し、支援の方法について学ぶ	11月25日～12月25日 配信
権利擁護支援センター 実務者連絡会	親亡き後の引きこもりの問題について学ぶと共に、実務者連絡会を通じて多職種のネットワーク化を図る	1月19日 生駒市福祉センター

3. 基幹相談支援センター等機能強化事業の内容について

(1) 自立支援協議会

- ・ 担当者部会及び専門部会への参加、打合せ

会 議 名	内 容
障害者地域自立支援協議会 担当者会	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域ネットワーク構築に向けた協議・企画を行う
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (こども支援部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・教育機関・日中活動系の事業所が集まり、児童を取り巻く関係機関との連携強化や課題整理、サポートブックの啓発、追跡を行う
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (権利擁護部会)	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、権利擁護制度の理解を中心とした活動と地域に向けた啓発活動のための具体的取り組みについての検討し、市民向けのイベントや研修会の開催を行う
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (くらし部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・教育機関・日中・就労活動系の事業所が集まり、地域で暮らし続けるため、福祉以外の業界・職域と連携する方法を検討し、地域へ働きかけを行う

(2) 指定特定相談支援事業所連絡会

- ・ 指定特定相談支援事業所連絡会へ参加

会 議 名	内 容
市内指定特定相談支援事業所実務連絡会	生駒市内の特定相談支援事業所と意見交換や事例検討を行い、計画相談支援の質を向上させる

(3) 研修等の企画

- ・ 研修等の企画
- ・ あげびカフェの企画

(4) 会議等出席

- ・ 指定特定相談支援事業所主催の担当者会議に参加
- ・ 学校、病院、ケアマネ等の会議へ参加

など

(5) 指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・ 相談支援専門員からの相談への助言
- ・ 利用者宅への訪問同行

など

(6) 関係機関との連携

- ・ 病院、訪問看護事業所との連携、情報提供
- ・ ケアマネ、地域包括支援センターとの連携、情報提供
- ・ 特別支援学校との連携、情報提供
- ・ 福祉サービス事業所との連携、情報提供

など

(7) 一人暮らし体験調整

- ・ 一人暮らし体験利用者への情報提供、利用調整、アセスメント
- ・ 一人暮らし体験事業所との連携

など

4.相談支援業務の傾向について

- ・ 亡くなられたり、介護保険への移行や一般就労されたことにより、サービスを終了するケースはあるものの、新規ケースが増加している。
- ・ 相談対象者の障がい種別では昨年までと大きく変わりはなく、肢体不自由のケースが半数以上を占めている。しかし、3割以上の方は知的障がいや精神障がい等何らかの重複で、聴覚と視覚障がいや内部障がいと高次脳機能障がいの重複等、多様化している。
- ・ 特定疾患(難病)の方も障害福祉サービスを利用できるようにはなっているが、相談に来られる方のほとんどは、身体障害者手帳を所持されている。特定疾患(難病)の方は手帳が無くてもサービスが受けられることを知られていないこともあるが、福祉とのつながりを求められる時点で福祉サービス以外の面も考え、身体障害者手帳を所持されているためと思われる。
- ・ 全体の相談ケースの中で難病の方の占める割合は増えている。進行性の病気の方に対して、機能面低下等の先を見据えて、将来の生活について考えていかなければいけないが、病状の進行は人それぞれであり、失明や自分の死とも向き合わなければいけないこともあり、話を進めたり、支援に入るタイミングなどの難しさがある。また、日に日に進行していくことを受容するのに時間がかかる。
- ・ 外出が困難な方が多く、来所より訪問のケースが多いが、就労しているケースや保護者からの相談が増え来所者の割合も増えている。また、他の家族への配慮から自宅で相談できないケースもある。
- ・ 18歳未満の相談ケースは少ないが、新規のケースがあった。
- ・ 初対面で自宅へ訪問する際は、年齢や支援者の状況等を踏まえ、2人で訪問するなど状況に合わせた対応をしている。
- ・ 個別支援会議を定期的に行うことにより、本人や家族、支援者で状況把握ができるため、関係機関との福祉サービスに関する連絡調整が減っている。
- ・ 医療的ケアが必要な方や基礎疾患のある方等感染症にかかると重症化しやすい方が多いため、コロナ禍の影響により、感染予防の観点から対面ではなく、電話等で対応するケースが増えた。しかし、感染予防に関する考え方には個人差があり、臨機応変な対応が求められた。感染状況の把握も求められる。
- ・ コロナ禍の影響により、日中活動を休まれる利用者や事業所の閉鎖や時間の短縮により、在宅支援の相談が増えた。感染症対策で1年以上、外出をされていなかったり、在宅支援を継続されている方もおられる。
- ・ 家族状況の変化や病状が変動しやすい方からの相談が増加したことにより、緊急かつ頻回なサービスの連絡調整が必要になるケースが増えている。
- ・ 視覚障がいや同行援護のみを利用されているケースでは、県外等への外出支援を希望されているため、遠方の事業所と契約されている方が多く、自分で事業所を探してこられるケースも増えている。働いておられたり、団体やサークル活動をされており交友関係が広く、情報を持っている方が多いからだと思われる。
- ・ 本人や家族が就労している場合、相談対応できる時間が土日祝及び夕方であれば出来ないケースが増加している。
- ・ 京都や大阪等、訓練や就労等のため、遠方に入所されている方も数名おり、帰省や一時帰宅される場合を除き、電話やメール、郵送でのやり取りになってしまう。成年後見人の家族が遠方に住んでおられる場合もある。
- ・ 聴覚障がいの方や忙しくてなかなか連絡が取りにくい方とはメールでやり取りを行ったが、文章でのやり取りになるため、思いがうまく伝わらないことがある。
- ・ 医療ケアの必要性が高い人が多く、医療機関、特に訪問看護ステーションとの連携は不可欠である。
- ・ 聴覚障がいの方で、発達障がいや視覚障がいとの重複ケースもあり、相談のやり取り時に困る場面があり、手話通訳者の利用などその人に合ったコミュニケーション方法の工夫が必要である。
- ・ 病状が落ち着いている場合は、かかりつけ医がいない方も多くおりサービス申請時等に困るケースも増えている。
- ・ 身体状況の変化に伴い、日常生活用具や住宅環境の整備についての相談が多い。

- ・ 本人や家族の体調不良により、緊急的なサービスの見直しが必要なケースが月に数件あり、頻繁な相談が必要なケースも多い。本人が入退院を繰り返すケースもある。ここ最近では、病院側より入退院時の情報提供を求めてこられるケースが増えている。相談員と病院との連携が密になったことが考えられる。退院時に連携がうまくいかなかったこともあるため、情報提供方法や書式など、連携の仕方を考える必要がある。
- ・ 家族や本人の高齢化が進んでおり、親亡き後の本人の生活の場の確保等の相談が増えてきているが、将来をイメージした生活設計ができていないケースがほとんどである。また、家族が全面的に日常生活を支えているため、家事などの生活経験がない場合が多く、生活スキルを磨くとともに、自分にどんな支援が必要なのかを考えていく必要がある。
- ・ 一人暮らし等将来の生活をイメージできるように一人暮らし体験を紹介しているが、利用までには至らないことが多いため、前向きにチャレンジしてもらえようような促しが必要である。
- ・ すでに日中活動サービスを利用して生活が安定している方は多いが、家族の高齢化に伴い入所系事業所(短期入所利用も含む)の見学が増えているが、実際に利用できる場所は限られる。
- ・ 介護者や家族が要支援のケースも多く、家族に代わる支援に加えて家族への支援も求められている。また、親族がいても疎遠であるなどし、支援が見込めないケースが増えている。緊急連絡先がない方もおられる。
- ・ 同居家族の主たる介護者である利用者もおられるため、介護の悩みについての相談も増えている。
- ・ 本人の成長や障がいの進行、家族の高齢化等により在宅での入浴困難の相談が増えているが、在宅での入浴環境が整っていないことが多いため、生活介護での入浴に関しては生駒市内には事業所が少なく高齢者施設が選択肢となる。市外では送迎してもらえない問題もあり、利用者の選択肢が少ない状況である。また、時間や回数等希望に合った入浴が難しい場合も多い。入浴機会の提供に課題がある。
- ・ 日中活動事業所の利用や就労をするにあたり、通所や通勤方法が問題になることがある。そのため、日中活動場所の選択肢が限られてしまったり、就労をあきらめてしまうケースもある。コロナ禍で在宅就労がメディアに取り上げられることが増え、在宅就労に興味を持たれる方が増えた。
- ・ 就労する能力はあるが、今の生活に満足していたり、新しい事へチャレンジするきっかけをつかめていないケースが増えている。
- ・ 介護保険利用者や障がいや軽度の方でも家からの外出困難なケースが多く、地域サロンやいきいき100歳体操等介護予防事業や福祉センターの教室などへの参加を希望しても、その場所まで行く方法が無く、継続利用を断念するケースがある。
- ・ 介護保険を併用されている方に加え、介護保険への移行や生活保護支給により介護保険からの移行になるケースが多くあり、介護保険関係者との連絡調整が必要。最近では介護保険移行後も外出の支援(同行援護・移動支援)や就労支援の継続利用を希望する傾向にある。
- ・ ケアマネから「介護保険では対応できないため、障害者手帳を持っているので何か支援は受けられないのか。」という相談が増えている。特に外出(余暇支援や通院等)の相談が多く、障害特性により難しいのか、老化によるものなのかを総合的に判断する必要がある。
- ・ 生活保護受給者や浪費をしてしまう方が増え、金銭的な相談等、権利擁護支援センターやくらしと仕事センターとの連携が不可欠である。今年度は家計や権利擁護の件数の増加割合が大きい。
- ・ 退院後や生活が安定してからリハビリの継続を希望される方が多いが、障害福祉サービスには自立訓練はあるが、期間が限られている上、事業所も遠いため利用することが難しい。また、介護保険のようにデイサービスでリハビリをメインにする施設はないため、リハビリの継続が難しい場合が多い。最近では、訪問看護事業所による訪問リハビリを受けておられるケースが増えている。コロナ禍で通所リハビリを中止したり制限している病院もあるため、訪問リハビリのニーズが増えている。
- ・ 子育て中の利用者で、どうしても十分な子育てができない場合があり、本人は気づいていないが、虐待(ネグレクト)につながりやすい。
- ・ 本人や家族が福祉サービスに依存し、家族力やインフォーマル資源を活用しようとしにくいケースが目立つ。また、今までご近所等インフォーマル支援を受けていた方でも福祉サービスを利用し始めるとインフォーマルな支援が減少する傾向がある。

- ・ 生駒市内に放課後等デイサービスはたくさんできているが、事業所の構造上、車いすでは利用できない施設が多く通える場所に限りがある。ほとんどの車いす使用者は市外の事業所を利用しているが、それも受け入れに限界がきている。
- ・ 行き場所や仲間ができると、不安に対する相談は減少することから、社会参加ができる環境を整えることが重要である。コロナ禍では健康や不安の相談が増えた。
- ・ ヘルパー事業所の人手が不足しており、長時間利用するような支援は断られることが多い。また、在宅で24時間介護が必要なケースもあるが、夜間の介護は家族での支援となるため、家族の介護負担は大きくなっている。
- ・ 自殺行為により身体に障がいを負ったケースや精神疾患を重複しているケースが増えており、身体面よりも精神的なフォローが必要になる場合も多い。自殺行為に至る原因を聞くのに時間がかかる場合もある。
- ・ 重複障がいの方が増えたことにより、警察や精神科病院など、今までかかわりの少なかった関係機関との連携や他の生活支援センターへ相談するケースが増えている。
- ・ 障がいが多様化していることにより、本人に合う日中活動の場が見つからないケースが増えている。特に精神障がいの方に特化した事業所では、車いすでは利用できない場所が多く、行き場所がない。
- ・ 相談員に依存しすぎるケースがある一方で、自分で情報収集しすぎることで、混乱してしまうケースもある。相談機関が複数関わる場合は、主となる相談員を決め、役割分担しておく必要がある。
- ・ 「毎日お風呂に入りたい。」「寝る前にお風呂に入りたい。」「手作りの暖かいご飯を食べたい。」「今から外出したい。」「お金は食事を削ってでも趣味につき込む。」「ずっと家にいたい。」等本人が望む生活がある場合に、環境や支援の度合い等、どこで折り合いをつけるのか難しさがある。また、本人の行動が失敗するとわかっていることでも、支援者の思いを押し付けてしまっていないのか考えさせられる。

5. あげびカフェについて

家族の高齢化により、親亡き後の生活について不安を抱えている人が増えているが、将来の生活を具体的にイメージできず、現状の生活で満足し、新たな事へ踏み出せない現実がある。そのため、その人の持っている力を最大限発揮することで、色々な生活スタイルの選択ができることを情報提供し、互いの強みや弱みを知り、悩みを相談する中で、一人一人が将来の生活を想像できる場として第2金曜日を基本に月1回程度実施した。対象は自分の意見を何らかの方法で伝えられるあげびの生活介護利用者(当日利用でなくても可)。参加者が主体になれるよう、話し合いのテーマや司会等を担当してもらった。テーマは事前にお知らせしているため、内容により参加人数にばらつきがある。今後は対象者を広げていくことも検討する。

日時	内容	参加人数
7月10日(金) 13:30~15:30	緊急事態宣言禍での過ごし方	7名
9月11日(金) 13:30~15:30	休みの日の過ごし方(コロナ禍とそれまでの違い)	8名
10月9日(金) 13:30~15:30	新型コロナ感染終息後にやりたいこと	6名
11月13日(金) 13:30~15:30	インターネットについて	6名
12月11日(金) 13:30~15:30	クリスマス会 ～ 企画から進行まですべて参加者にしてもらう ～	8名
1月15日(金) 13:30~15:30	『今年の抱負・目標』を発表し、実践することを誓い合う	5名
2月12日(金) 13:15~15:15	私の健康法 新型コロナ感染終息後にやりたいこと	7名
3月12日(金) 13:30~15:30	今後のあげびあげびカフェについて	4名

6. 相談支援業務の課題について

(1) 相談支援専門員のスキルアップ

- ・ 対象者の障がい種別が多様化・重複化しており、家族力も低下している中で、相談員の知識や支援ネットワークの形成力、チームアプローチを展開する力等が必要である。
事業所内の相談業務のスキルアップだけではなく、関係機関との連携を通じた支援調整力のスキルアップも重要である。
- ・ 虐待の状態への気づきや未然防止できる相談支援業務体制の構築が必要である。
- ・ 対象者自らが問題に取り組み、解決する力を発揮し、自己決定できるような支援スキルが求められている。
- ・ 家族の高齢化により、親亡き後の生活について不安を抱えている人が増えているが、将来の生活を具体的にイメージ出来ていない場合が多い。また、実際に困りごとが起きておらず、他人事のように考えている現状があるため、将来設計を踏まえて、現在の生活等を考えてもらえる相談スキルが必要。

(2) 社会資源の構築、開発、充実

- ・ 緊急入所や介護負担軽減のための短期入所に対応できる受け入れ先
- ・ 車いす使用者でも入浴ができる場所や方法
- ・ 親亡き後や家族機能が低下した時に地域で本人を支えられる資源
- ・ 重度心身障がい児者が常時医療ケアを受けながら過ごすことができる通いやすい場所にある日中活動の場
- ・ 自宅まで送迎してもらえる日中活動場所の充実
- ・ 高次脳機能障がいの人にあった日中活動の場
- ・ 精神障がいを重複している肢体不自由の人の就労や日中活動の場
- ・ ひきこもりを防ぐことのできる聴覚障がい者の日中活動の場
- ・ 障がいの軽度の方が通うことができる就労や日中活動の場
- ・ 車いすの児童が利用できる放課後に過ごす場所や短期入所施設
- ・ 病院でのリハビリが終了した後の機能維持や向上のためのリハビリができる場や機会
- ・ 制度利用にそぐわない人の行き場所(サロン等)
- ・ 地域内で助け合える共生意識の啓発(災害に備えても必要)
- ・ 誰もが通いやすい地域のお店や病院

(3) ネットワークの構築

障害福祉関係者
介護保険関係者
権利擁護関係者
医療関係者
教育関係者
地域住民

更なる、相互に情報を共有し、顔の見える関係をつくる。
連携をスムーズに行えるツールが必要となっている。

(4) 感染予防

- ・ コロナ禍では「新しい生活様式」の実践がもとめられている中で、相談支援事業所としての対応の方法等、関係機関と連携しながら、利用者ができる限り不安なく生活や活動ができるような支援方法について考える必要がある。
- ・ コロナ禍での情報共有の在り方について(ネットワークの広さ、スピード、正確性、共有する範囲)

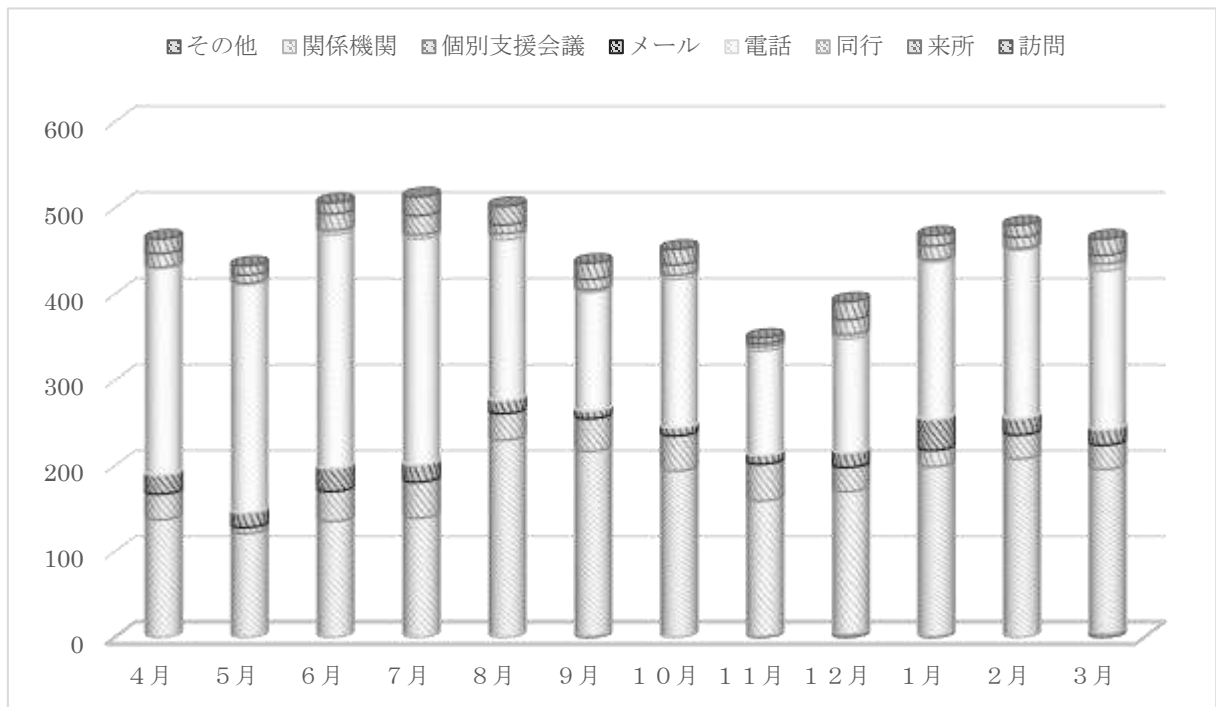
令和2年度生活支援センターかぎぐるまの概況報告

1. 障害者相談支援事業の概要

(1) 障害者相談支援事業の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	17	16	1	241	22	39	137	0	473
5月	11	9	2	266	17	7	121	0	433
6月	13	19	5	272	27	35	135	0	507
7月	22	22	5	263	20	42	139	0	514
8月	22	10	7	187	15	31	230	0	504
9月	19	12	3	138	9	38	216	1	436
10月	18	12	5	173	9	41	194	0	452
11月	6	4	5	122	10	43	158	1	349
12月	21	17	5	133	17	28	167	3	391
1月	12	16	3	183	36	19	198	1	468
2月	14	13	2	196	19	28	208	0	480
3月	19	10	8	185	18	28	192	4	464
合計	194	160	51	2359	219	379	2095	10	5471

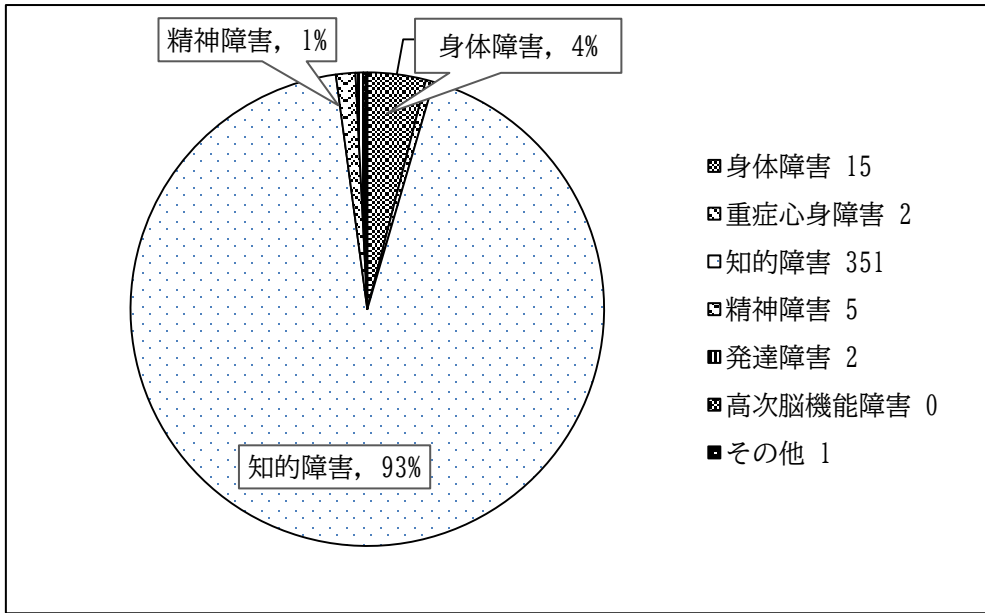
(2) 障害者相談支援事業の件数の推移



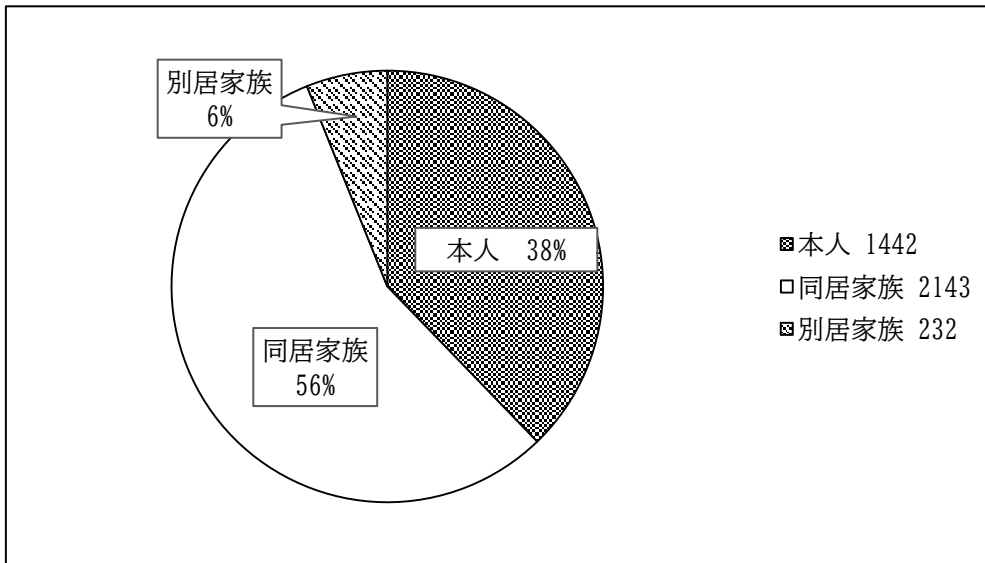
(3) 障害者相談支援事業を利用している障がい者等の人数

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	309	14	2	301	5	0	0	0
障害児	52	1	0	50	0	2	0	1
計	361	15	2	351	5	2	0	1

(4) 障がい種別の割合



(5) 相談・連絡調整者の割合



2. 障害者相談支援事業の内容について

福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
2358	135	256	496	42	104
家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
43	100	241	78	68	1550

(1) 福祉サービスの利用等に関する支援

- ・サービス利用に関する相談、アセスメント調査
- ・サービス担当者会議の調整・実施
- ・障害福祉サービスの利用に関する相談、調整、申請援助
- ・障害福祉サービス利用に関する聞き取り
- ・障害支援区分認定に関する申請援助、調査
- ・障害福祉サービスの内容に関すること
- ・障害福祉サービス受給者証に関すること
- ・児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに関すること
- ・市内転入、市外転出に伴う情報提供、申請援助
- ・障害福祉サービス等利用援助事業の申請援助
- ・利用者負担上限額管理について情報提供、申請援助
- ・介護保険への移行に関すること
- ・医療機関から退院後の地域生活支援に関すること
- ・障がい者手帳に関すること
- ・日常生活用具、補装具の給付に伴う情報提供、申請援助
- ・事業所利用に向けた見学同行
- ・事業所退所に関する相談・調整援助
- ・児童の長期休暇中の支援に関すること
- ・福祉サービス事業所の空き状況等に関する情報収集
- ・サービス提供事業所との関係性の構築に関する相談、調整
- ・訪問看護、訪問リハビリの利用に関すること
- ・新型コロナウイルスによる休校に伴う放課後等デイサービスの支給量に関すること
- ・新型コロナウイルスによる就労継続支援事業、生活介護事業等の在宅支援に関すること

など

(2)障害や病状の理解に関する支援

- ・本人の病状に関する相談
- ・本人の障害特性の理解の促進
- ・本人の障害特性の分析、評価に関すること
- ・本人自身の障害受容に関すること

など

(3)健康・医療に関する支援

- ・本人の状態に見合った医療機関の紹介、連絡調整
- ・本人・家族の健康状態の変化についての相談
- ・病状について医師との連携、連絡、調整
- ・医療機関への同行支援
- ・入院に伴う医療機関、家族、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・難病発症に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・健康維持に関する相談

など

(4)不安の解消・情緒安定に関する支援

- ・一人暮らしの方の生活の不安に関する相談、生活状況の確認
- ・本人の不安定な状況に対しての情緒安定に関する相談
- ・本人の行方不明について
- ・パニック時の他傷行為、自傷行為に関する相談、連絡、調整、緊急訪問
- ・当事者とサービス提供事業者間でのトラブルに関する相談
- ・触法行為への対応相談
- ・社会的不適応行為に対する対応相談
- ・ひきこもり、不登校、社会参加の難しいケースの相談
- ・新型コロナウイルスに対する不安、心配に関する相談

など

(5)保育・教育に関する支援

- ・学校の通学に関する相談
- ・養護学校の進路に関する相談
- ・高校進学に関する相談
- ・不登校に関する相談
- ・本人の状況確認のための養護学校訪問

など

(6) 家族関係・人間関係に関する支援

- ・当事者間でのトラブルに関する相談
- ・交際相手とのトラブルに関する相談
- ・家族と本人との関係性についての相談
- ・家族の入院、退院に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・家族状況の安定に関わる介護保険事業所との連携、連絡、調整
- ・家族・兄弟支援の介入についての相談
- ・対人関係の構築に関する相談
- ・地域住民との関係構築に関する相談
- ・SNS の利用に関するトラブルについての相談

など

(7) 家計・経済に関する支援

- ・障害基礎年金に関する相談、申請同行
- ・医療費の助成制度に関すること
- ・生駒市生き生きクーポン券に関すること
- ・国民健康保険に関すること
- ・特別障害者手当に関すること
- ・特別児童扶養手当に関すること
- ・生活保護に関すること
- ・権利擁護事業の利用による金銭管理の進捗状況

など

(8) 生活技術に関する支援

- ・育児に関すること
- ・引っ越しに関すること
- ・一人暮らしの生活に関する相談
- ・生活状況の確認のための定期訪問

など

(9) 就労に関する支援

- ・就職活動に関すること
- ・高校卒業後の就職先に関すること
- ・就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ハローワークへの連絡、調整、同行
- ・仕事に関する相談、連絡、調整
- ・就労先へのケース報告、連絡、調整、訪問
- ・就労の継続に関する相談

など

(10)社会参加・余暇活動に関する支援

- ・社会生活力を高めるプログラムに関すること
- ・インフォーマルな資源の紹介、連絡、調整
- ・障がい特性に応じた地域資源の紹介
- ・ひきこもり状況からの社会参加へ向けた相談

など

(11)権利擁護に関する支援

- ・成年後見人へのケース報告、連絡、調整
- ・成年後見制度の情報提供
- ・権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・親亡き後の本人の権利擁護に関すること
- ・虐待の疑いに関する相談
- ・本人の相続権に関すること
- ・債務整理に関する専門職との相談、調整

など

(12)その他

- ・障害福祉サービスの聞き取りにおける日程調整
- ・サービス調整会議における日程調整
- ・機関紙「かぜいろだより」の取材、発行

など

3. 障害者相談支援事業の傾向について

- ・令和 2 年度相談業務件数は 5,471 件で前年度の 5,178 件から 293 件増加している。多様化したニーズの中で相談を受けるケースが増加しているが、今年度は更に新型コロナウイルスの感染拡大に伴う相談や手続きの対応により増加していると考えられる。
- ・令和 2 年度相談対象者は 361 名となり昨年度から 11 名減少している。学齢期の児童では高校進学のと時期に相談支援事業所を移管したり、成人では転入による新規相談もあったが、転出するケースや就職後福祉サービスの支給を終了するケース、新規相談支援事業所へ移管したこともあり、相談対象者は若干減少している。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、学校休校に伴う放課後等デイサービスの支給量に関する対応や放課後等デイサービス、就労継続支援事業、生活介護事業等の在宅支援に関する本人、ご家族や事業所からの相談、サービス利用の変更に伴う調整等の対応が多かった。
- ・昨年度同様、従来関わってきたケースでも家族状況の変化等による動きが多く、特に家族の病気に伴う支援や家族の死去に伴う今後の生活支援等への緊急調整等も起こっている。高齢に伴う主介護者の介護力の低下が見受けられることもあり、主介護者に変化が起こることによって、本人の情緒に対する影響や、生活支援の調整、整備等が課題として挙がっ

ている。また、健康面、体調面の変化は家族だけでなく、本人自身にも起こってきており、身体機能の低下や内部疾患、難病発症と医療面で継続的な処置や支援、生活環境を見直すことが必要になるケースも増えている。

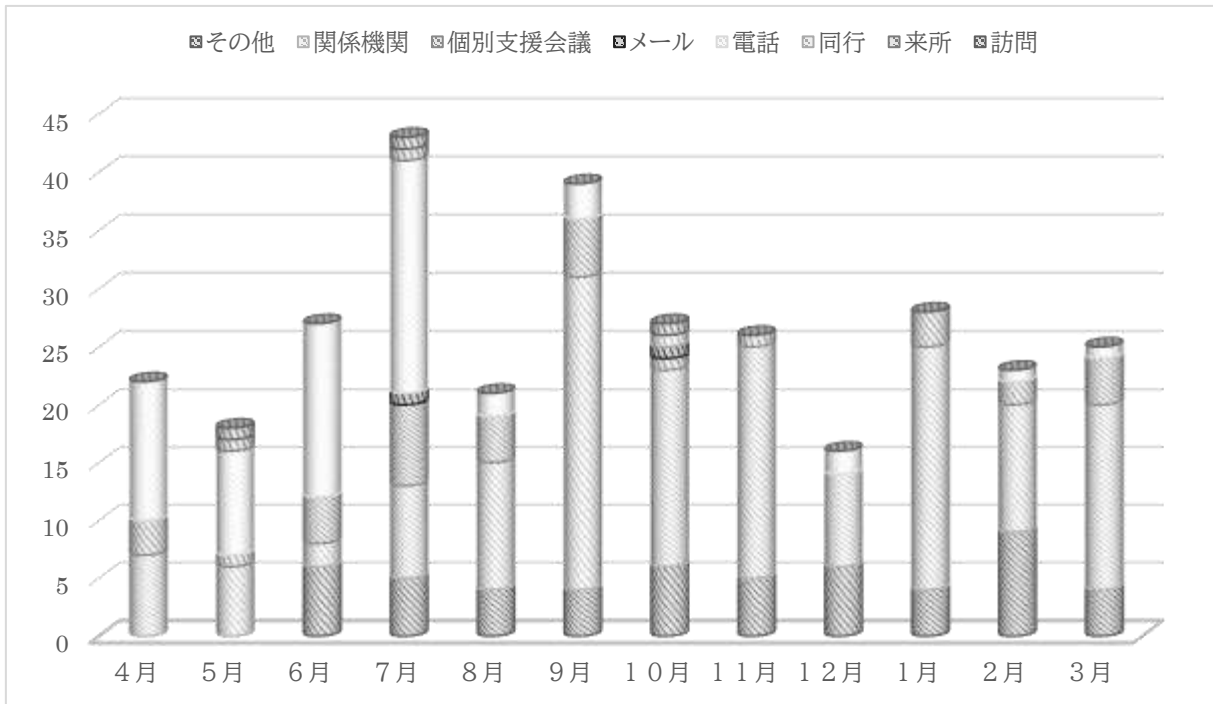
- ・本年は利用者で、病気のため亡くなられた方や、一人暮らしで亡くなられた方がおられ、改めて相談支援での関わりを見つめ直す機会となった。
- ・軽度の知的障がいや発達障がい者の中には、自身や家族が障がいがあることへの抵抗感、否定感を感じていることもあり、障がい受容に対する支援などに関わることも増えている。

4. 基幹相談支援センター等機能強化事業の概要

(1)基幹相談支援センター等機能強化事業の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	0	0	0	12	0	3	7	0	22
5月	1	1	0	9	0	1	6	0	18
6月	0	0	0	15	0	4	2	6	27
7月	1	1	0	20	1	7	8	5	43
8月	0	0	0	2	0	4	11	4	21
9月	0	0	0	3	0	5	27	4	39
10月	1	0	1	0	1	1	17	6	27
11月	0	0	0	0	0	1	20	5	26
12月	0	0	0	2	0	0	8	6	16
1月	0	0	0	0	0	3	21	4	28
2月	0	0	0	1	0	2	11	9	23
3月	0	0	0	1	0	4	16	4	25
合計	3	2	1	65	2	35	154	53	315

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業の件数の推移



5. 基幹相談支援センター等機能強化事業の内容について

	自立支援協議会	指定特定相談支援事業所連絡会	研修等企画	会議等出席
件数	42	8	3	27
	指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等	関係機関との連携	拠点一人暮らし体験の調整	その他
件数	72	92	2	69

(1) 自立支援協議会

- ・障がい者地域自立支援協議会担当者会
- ・障がい者地域自立支援協議会暮らし部会
- ・障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会
- ・障がい者地域自立支援協議会こども支援部会

(2)指定特定相談支援事業所連絡会

- ・市内指定特定相談支援事業所連絡会

(3)研修企画等

- ・研修会等の参加状況

- ・7月1日 奈良県障害者支援区分認定調査員研修
- ・11月10日 令和2年度アンガーマネジメント基礎研修
- ・11月16日～25日、1月12日～3月5日の内、5日間
令和2年度奈良県相談支援従事者初任者研修
- ・3月12日 令和2年度福祉後見推進フォーラム

- ・「かんたん・おいしい・夕食作り」の企画、実施

18歳以上の知的障がい者を対象に毎月第4土曜日の17時30分から20時00分までたけまるホール調理室で料理教室を行っており、参加者が自立に向けた調理技術を習得するとともに、参加者同士の交流を図るためにプログラムを予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止した。

- ・サロン活動の実施

18歳以上の知的障がい者を対象に毎週土曜日の9時30分から17時までサロン活動を行っていたが、新型コロナウイルスの感染予防のため、4月、5月は中止する。6月からは、飲食を伴わないよう13時から17時の開所に変更し、手洗い、アルコール消毒、検温を実施した中で、サロン活動を行った。感染に対する不安から参加を自粛する方も多く、参加人数は昨年より148人少なかった。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加人数	3人	0人	21人	17人	16人	34人	49人	27人	31人	27人	30人	37人

延べ参加人数 292人

- ・生活支援センターかざぐるま主催企画、実施

生活支援センターかざぐるまが主催して、当事者同士が横のつながりを作っていくことを目的にバーベキュー大会や新年スポーツ大会を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止した。

- ・じょぶコンの企画、実施

生活支援センターかざぐるまが主催して、就労している方たちが仕事の悩みを当事者間で話し合ったり、いろんな仕事があるということの情報交換を行うことを目的に開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止した。

(4)会議等出席

- ・処遇困難ケースの関係機関調整会議への出席
- ・利用者ケース会議でのスーパーバイズとして出席

(5)指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・サービス等利用計画に関する相談、助言等
- ・サービス担当者調整会議の進行相談、助言等
- ・障害福祉サービス事業所に関する情報提供、相談、助言等
- ・市内転入、市外転出に伴う相談、助言等
- ・介護保険への移行に関する相談、助言等
- ・医療機関から退院後の地域生活支援に関する相談、助言等
- ・障がい者手帳に関する相談、助言等
- ・事業所退所に関する相談、助言等

(6)関係機関との連携

- ・地域包括支援センター連絡会議
- ・こどもサポートセンターゆうからの新規相談等
- ・高等技術専門校卒業生の家庭環境も含めた就労相談
- ・地域の事業所の説明会への参加

(7)拠点一人暮らし体験の調整

- ・一人暮らし体験事業の紹介、説明
- ・地域生活支援拠点職員への情報提供
- ・一人暮らし体験実施後の振り返り

(8)その他

- ・地域の事業所からの報告等
- ・虐待行為に関する状況確認、報告等
- ・サロン等への参加

*定期的な会議の参加状況の一覧

会議名	内容	日時
障がい者地域自立支援協議会担当者会	行政・生駒市内の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応に関する協議・調整、地域ネットワークの構築、情報交換を行う。	7月28日、9月29日、11月24日、1月28日、3月26日

市内指定特定相談支援事業所事務連絡会	市内の計画相談事業所が集い、計画相談業務に関する情報共有、ケースに関する検討、新型コロナウイルス感染予防策の共有等を行い、市内の計画相談の質の向上に努める。	11月24日、1月28日
障がい者地域自立支援協議会くらし部会	行政・生駒市内相談支援事業所・生活に関わる関係機関から各担当者が集まり、暮らしに関する課題解決に向けた協議、活動を行う。一般就労、就労移行、就労継続支援を利用する利用者に対して地域生活に関するアンケート調査を行う。	7月27日、9月28日、11月30日、1月25日、3月22日
障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会	行政・生駒市内相談支援事業所から各担当者が集まり、障がい者の権利・啓発に向け、虐待防止マニュアルの見直し、選挙啓発用の冊子の作成、あいさポーター研修、協議、活動を行う。	7月16日、10月22日、12月24日、2月18日
障がい者地域自立支援協議会こども支援部会	行政・生駒市内相談支援事業所から各担当者が集まり、障がい児のたけまるノートの啓発、不登校に関する座談会などの活動を行う。	7月2日、9月17日、12月3日、2月18日

6. 基幹相談支援センター等機能強化事業の傾向について

- ・相談件数は315件と前年度から91件減少している。これは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、会議等への参加の減少、研修やイベント等の企画が中止されたことが要因である。
- ・自立支援協議会においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、年度当初は、会議を中止した。その後は、zoomを活用したりリモート会議の実施や、参加者は基幹相談業務を担う相談員を中心にするなど、感染防止に努めながらの開催となった。市内に新たに相談支援事業を開所した事業所もあり、個別支援会議で挙げられた地域の現状や課題に対する情報交換や情報共有を図り、各関係機関と共にその解決に向けて協議や実践等を行った。
- ・家族が高齢化して本人への支援が困難になってくるケース、本人自身の高齢化に伴い介

護保険への移行を検討していかなければならないケースなどの相談も多く、地域包括支援センターやケアマネジャーとの連携や情報共有を行うことが増えてきている。

- ・知的障がいのある方だけでなく、同居世帯に精神疾患、知的障がい、発達障がいなど、複合課題を抱える世帯の相談も増加しており、精神障がいの相談支援機関、保健所、発達障害者支援センター、介護保険関係の機関、精神科医療、教育関係機関、児童福祉関係機関(こどもサポートセンターゆう、中央こども家庭相談センター)等との関わりが多くなっている。
- ・軽度知的障がい者、発達障がい者の対人関係、地域でのトラブルといった問題やひきこもり、不登校といった課題は近年特に増加傾向にあり、社会生活への参加や糸口を引き出す支援への対応も求められている。不登校児においては、学校での失敗体験、劣等感、自己否定感を強く感じており、本人が自信を取り戻していくような居場所、人との繋がり、本人に合わせた学習環境やプログラムなどが必要と感じている。また、そうした対人関係を避け、ゲームやアニメ、インターネットの世界に自己肯定感を見出しているケースもあり、依存状態となって外部との繋がりを失ったり、課金等から金銭問題に発展する事も出てきている。

7. 相談支援事業の課題について

- ・家族、主介護者、当事者の病気、死去といった家庭環境での大きな変化に伴う相談や警察や司法関係と連携して動く必要がある社会生活上でのトラブルを抱えたケース、家庭環境の弱さや経済的な問題、家族関係の複雑さなどの難しい課題を抱えた相談、新型コロナウイルスに関連した相談など相談内容は多岐に渡っている。そのため、相談件数としては、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業の合計が5,786件と令和元年度の5,584件から202件と増加している。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在宅支援等の手続きのため、事業所からの問い合わせや相談も多くあり対応に追われることもあったが、徐々に手続きの流れやシステムが確立されていくことで、対応することができた。また、相談支援の手法についても、感染防止の観点から対面での面談や事業所やご自宅への訪問、集団での会議が困難になり、電話等での対応やリモート会議などの機会が増えたため、利用者の状況把握をすることが難しくかった。
- ・家庭内で当事者以外にも精神障がい、発達障がい等を抱えた方がいるケースが増加しており、それぞれに必要な支援が行き届くよう関係機関の連携強化を図る必要がある。また、そうしたケースの中には養育能力の弱さからくるネグレクトを中心とした虐待や生活背景によって誤った学習や体験を積み重ねた上での迷惑行為、触法行為なども起こっている。本人の生育環境を整理する上での生活支援資源の必要性和家庭環境の改善など各支援機関を通じて整えていく必要性が感じられる。
- ・軽度知的障がい、発達障がい、精神疾患の重複といったケースの相談では、対人関係のつまづき、異性関係のトラブル、金銭問題等多岐に渡って社会生活の中で適応できず、2

次障害に繋がっている。こうした方が自分らしく過ごせる環境設定や安心して相談することができる機関との繋がりを強化していく必要がある。

- ・就労においては、新型コロナウイルスの影響で、引き続き、求人数が少ない状況が続いていた。経営状況が悪化し、雇止めや事業撤退のため職を失うケースもあった。就業・生活支援センターとも情報共有しながら就労継続支援 A 型事業所への選択も含め取り組んでいく必要がある。
- ・家族、本人の高齢化は深刻さを増しており、主介護者である母が病気で亡くなられた後、一人暮らしを希望された方が、その数ヶ月後に突然亡くなるということがあった。家族の死後も、住み慣れた自宅で暮らしたいという、本人・家族のニーズから支援の組み立てを行ったが、ひとり暮らしを支えるには、様々な課題もあり、他にも検討できる内容がなかったか、本人の気持ちに十分寄り添うことができていたのか、改めて考えさせられる機会となった。本人が望む多様な暮らし方を見据えて、将来の生活の方向性など、地域生活支援拠点等事業とも連動しながら、検討していかなければならない。

令和2年度 生活支援センターコスモールいこまの活動報告

1. 障害者相談支援業務の概況

(分類は奈良県精神保健福祉センター作成の相談支援事業所精神保健福祉業務日報・月報・年報記載要領を参考)

・障害者相談支援業務の件数

支援方法	延数
来所面談	487
電 話	5598
訪 問	626
同 行	117
文 書	194
個別支援会議	197
その他	0
合計	7219

・疾病別(実数合計 363)

※疾病が重複している場合は精神疾患に関するもののみ計上しています。

種別	延数
精神病圏の疾病	4767
アルコール依存症	5
薬物依存症	11
老人性精神疾患	0
思春期精神疾患	0
心の健康	152
その他精神疾患	977
その他	37
不明	1344

<用語解説>

- ※1 精神病圏－統合失調症、非定型精神病、幻覚・妄想状態、気分(感情)障害、等
- ※2 老人性精神疾患－認知症、老人性うつ状態、等
- ※3 思春期性精神疾患－18歳未満の思春期の精神保健福祉(発達障害含む)に関すること
学校生活、家庭での問題行動(不登校、乱暴、性等)
- ※4 心の健康－神経症性障害、ヒステリー、パニックディスオーダー、ストレスに関すること
- ※5 その他精神疾患－てんかん、精神発達遅滞、人格障害、摂食障害の一部、

・年齢別(実数合計 363)※新規も含む

年齢	延数
～18	24
19～39	2076
40～64	4640
65～	178
年齢不詳	375

・新規紹介経路(新規実数合計 116)

機関	実数
保健所	1
市町村	44
医療機関	12
その他	59

・相談内容(延べ件数合計 7219 件)

内容	延数
適正医療支援(病気や障害の理解等)	588
生活支援(人間関係、経済、生活技術等)	1412
施設利用支援(福祉サービスの利用等)	1897
環境調整	2486
その他支援	836

2. 障害者相談支援業務の内容について

(1)①福祉サービスの利用に関する相談、調整

- ・ 障害者総合支援法における利用者負担額軽減、個別減免の情報提供、申請援助
- ・ 障害者総合支援法の利用者負担額の試算に関する事
- ・ 障害支援区分認定調査及びサービス利用計画作成に関する事
- ・ 障害支援区分認定、障害福祉サービスの代行申請
- ・ 障害福祉サービスの内容に関する事
- ・ 障害福祉サービスの支給量変更に関する事
- ・ 障害福祉サービスの契約に関する事
- ・ 市内転入、転出に伴う申請援助
- ・ 利用者負担上限管理についての情報提供、申請援助
- ・ 障害福祉サービス事業所の見学同行、ケース報告
- ・ 介護保険の申請援助
- ・ 介護保険サービスの内容や移行に関する事

など

②各種社会保障制度等(①以外)の利用援助

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の申請、再交付に関する事
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の等級変更に関する事
- ・ 精神障害者保健福祉手帳で受けられるサービスについての情報提供
- ・ 障害基礎年金の申請援助
- ・ 障害基礎年金の不支給に伴う再申請に関する事
- ・ 障害基礎年金の現況届、住所や振込口座変更手続きに関する事
- ・ 緊急通報装置の情報提供、連絡、調整
- ・ 住民票異動に伴う各種申請援助
- ・ 行政手続(印鑑証明、戸籍謄本、住民票など)の同行
- ・ 所得税、住民税、固定資産税の減免等申請援助
- ・ 国民健康保険税、高額療養費に関する情報提供及び手続援助
- ・ 健康診断に関する情報提供
- ・ いきいきクーポンの申請や利用方法に関する事
- ・ ヘルプカードの情報提供・配布

など

(2)障害や症状に関する支援

- ・ 体調悪化時の医療受診の相談
- ・ 医療機関とのケースの報告、連絡、相談
- ・ 医療機関の情報提供

など

(3)健康・医療に関する支援

- ・ 難病の方への情報提供、サービス調整
- ・ 医療機関の情報提供
- ・ カウンセリング機関の紹介

など

(4)不安の解消・情緒安定に関する支援

- ・ 日常生活で行動の決定に迷う場合の状況整理に関する事
- ・ 日常生活での全般的な不安の相談

など

(5)家族関係・人間関係に関する支援

- ・ 家族や友人など人間関係に関する事

(6)家計・経済に関する支援

- ・ 日常生活自立援助事業の情報提供、申請援助
- ・ くらしとしごとの情報提供
- ・ 1か月のお金の使い方についての事

など

(7)生活技術に関する支援

- ・ 社会資源(インフォーマル資源も含む)活用における援助

- ・ 介護タクシーに関する事
- ・ 福祉有償運送サービスに関する事
- ・ 民間有償サービス(薬の受けとりや家事代行等)に関する事
- ・ まごころ収集に関する事
- ・ 日常生活用具の修理、購入に関する事

など

(8) 就労に関する支援

- ・ 就職活動についての相談
- ・ 就労先へのケース報告、連絡、調整、継続的な支援
- ・ 就労生活における職場での悩みに関する事
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告

など

(9) 社会参加・余暇に関する支援

- ・ 日中の居場所に関する情報提供
- ・ 長期在宅者への情報提供、サービス調整
- ・ 長期入院者への退院へ向けての情報提供、サービス調整
- ・ 障害者向けの研修会、当事者会などの情報提供
- ・ ボランティアビューローの情報提供

など

(10) その他相談支援

- ・ 子供の養育に関する事
- ・ 親の介護に関する事
- ・ 薬に関する事
- ・ 病気に関する事
- ・ 当事者会に関する情報提供
- ・ 各種パンフレット作成のための情報提供
- ・ 成年後見人制度の情報提供
- ・ 苦情申し立ての援助
- ・ 法律無料相談の情報提供

など

3. 基幹相談支援センター等機能強化事業の件数と業務内容について

・ 基幹相談支援センター等機能強化事業件数(件数合計:260件)

内容	件数
地域自立支援協議会	53
指定特定相談支援事業所連絡会	5
研修等企画	6
会議等出席	6
指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等	132
関係機関との連携	53
その他	5

(1)地域自立支援協議会

- ・ 生駒市障がい者地域自立支援協議会
権利擁護部会 2 ヶ月に 1 回
くらし部会 2 ヶ月に 1 回

(2)指定特定相談支援事業所連絡会

- ・ 担当者会…2 ヶ月に 1 回

(3)研修会等企画

- ・ 研修の企画会議に参加
- ・ あいサポート研修を企画、参加

(4)会議など出席

- ・ 連携会議 参加

(5)指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・ 計画相談支援事業所へ書き方などについての助言
- ・ 訪問看護の利用についての助言

など

(6) 関係機関との連携

- ・ 成年後見人へケースの報告、連絡、調整
- ・ 権利擁護支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 医療機関への同行、ケース報告、薬の受け取り代行、診療情報提供書の受け取り
- ・ 障害者職業センターへの連絡、調整
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 相談支援事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 公共職業安定所への同行、ケース報告、連絡
- ・ 障害福祉サービス事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 弁護士事務所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 中央こども家庭相談センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 子どもサポートセンターゆうへのケース報告、連絡、調整
- ・ 社会保険事務所への連絡、調整、同行
- ・ くらしとしごと支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 訪問看護ステーションへのケース報告、連絡、調整
- ・ 発達障害者支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 消費者センターの紹介、連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターの紹介、連絡、調整
- ・ 郡山保健所の紹介、連絡、調整
- ・ 法人内の会議へ参加、情報交換、課題について協議
- ・ 高齢化問題についての話し合い、今後についての検討

など

4. その他の活動について

(1) 障害支援区分認定調査(62件実施)

新規で調査を行う際は、初対面で生活歴や生活のしづらさを聞き取るため、安心して答えてもらえるよう質問を工夫しながら調査をした。また、利用者の現状が区分に反映されるよう、丁寧に調査票作成を行った。

5. 相談支援業務の現状と課題について

計画相談に関連する相談は、年々増加傾向にあり、業務繁忙な状況が続いている中、利用者の思いに寄り添う支援を常に意識しながら行った。市町村や関係機関と連携しながら丁寧に相談に応じた。また、利用者の状況にあわせてケア会議を実施し、利用者の希望、事業所の支援の方向性を合わせて必要な支援の調整を行った。

また、令和2年度はコロナ禍で普段とは異なる支援が続いた。対面での支援が減り電話での相談が増えた。感染対策をとりながら本人の生活の質が低下することなく送っていきけるようにかかわりを続けてきた。

障害福祉サービス事業所との連携強化も継続した。各事業所で困ったことがあれば早急に対応し、必要時にはコンサルテーションも行い、利用者からも各事業所からも安心してもらえる体制づくりを心がけながら実践した。

また、利用者やその家族の高齢化に伴い、介護負担の増大や貧困問題、虐待問題も起こり、その都度関係機関と連携した。障害福祉サービスから介護保険への移行に際しては、スムーズにサービス移行できるよう、支援の継続、終結を含めてケアマネージャーと連携し、検討した。

家族支援については、令和2年12月に生駒市の委託事業として地域活動支援センターの主催で家族教室が行われたため、実施にあたり家族へのチラシ配布に協力し、講師の一人としてコスモールいこまの機関機能の説明を行った。また、家族のみの定期面談、訪問を行い、他の相談機関や家族会の情報提供を行った。

令和3年度は、引き続き感染対策に気を付け、関係機関との連携を深め、早期介入が必要な場合の役割分担や、地域課題を共有し、協働する仕組みづくりを行う。また、相談員それぞれがアセスメント能力を高め、福祉サービスを利用する、しないに関わらず、どのような生活を送っていきたいか、そのためにどんな道りがあるのか、フォーマル、インフォーマルの社会資源情報を提供しつつ、利用者とともに考える。

6. 精神障害者の支援における特性

- 利用者との話し合いを中心に支援の方向性を決めて行う。(認知が正しく行われないこともあるため、話し合いには細心の注意をはらう必要がある)
- どんな風に生きていきたいか、希望を聞かれたことも、話したことも考えたこともない利用者がある。話しやすい関係や環境をつくり、ゆっくり希望を聞くところから始めていかねばならない。(隠されたニーズを丁寧に掘り起こす支援が必要)
- 「大丈夫ですよ」の一言を、毎日聞くことで安心して日常生活が送れる。何度も電話相談に応じるような、細かな、小さな継続的な支えを事業所に依頼している。
- 利用者は日々成長し、変化していく。病状にも波があり、障がいが固定していないため、その時々能力を細かくアセスメントする必要がある。昨日できたことが今日できなかつたり、昨日できなかったことが今日できることもある。同じ「できないこと」でもできない理由が時期によって異なることもある。

- 問題解決をのぞんでいない、ケアマネジメントの手法を使えない利用者もいる。(課題に向き合う気持ちがなく、課題の共有が行えず、解決法を見出すこともできない)
- 支援者に依存しすぎることのないように、セルフマネジメントが行えるような支援に重点をおく必要がある。加えて、その姿勢を関係機関とも共有する必要がある。
- 社会生活を送る上での相談が多岐にわたり、不安も大きいため、手続きひとつにしても、窓口を案内するだけでなく、細かい情報提供が安心につながる(どんな書類が必要で、いつ手続きが完了するのかなど)。制度に変化が多く、相談員が詳しく把握しておくのが困難になってきているため、窓口へ同行することが増えている。
- 発達障がい者の就労相談が増加している。サービス利用希望者も多い。理解に時間がかかる、言葉へのこだわりがある等、個別性が高いため、特性を理解し、適切に対応できるよう、研鑽と専門機関との連携が欠かせない。
- 体調が安定せず、福祉サービスの導入が難しい場合がある(予定の時間に活動できないなど)医療機関と連携し、体調を整えるところから始める必要がある(月に1~2回、予定の時間に活動できる程度の回復をめざす)。
- 精神疾患を抱えながら地域生活を送っている精神障がい者の特性上、体調悪化に備えて医療機関との綿密な連携が欠かせない。
- どの職員でも応対できるよう、事業所内での詳細な情報共有(今どんな支援をしているか、今日はどんな支援をするか、電話や来所時にはどのように応対するか)が必要。

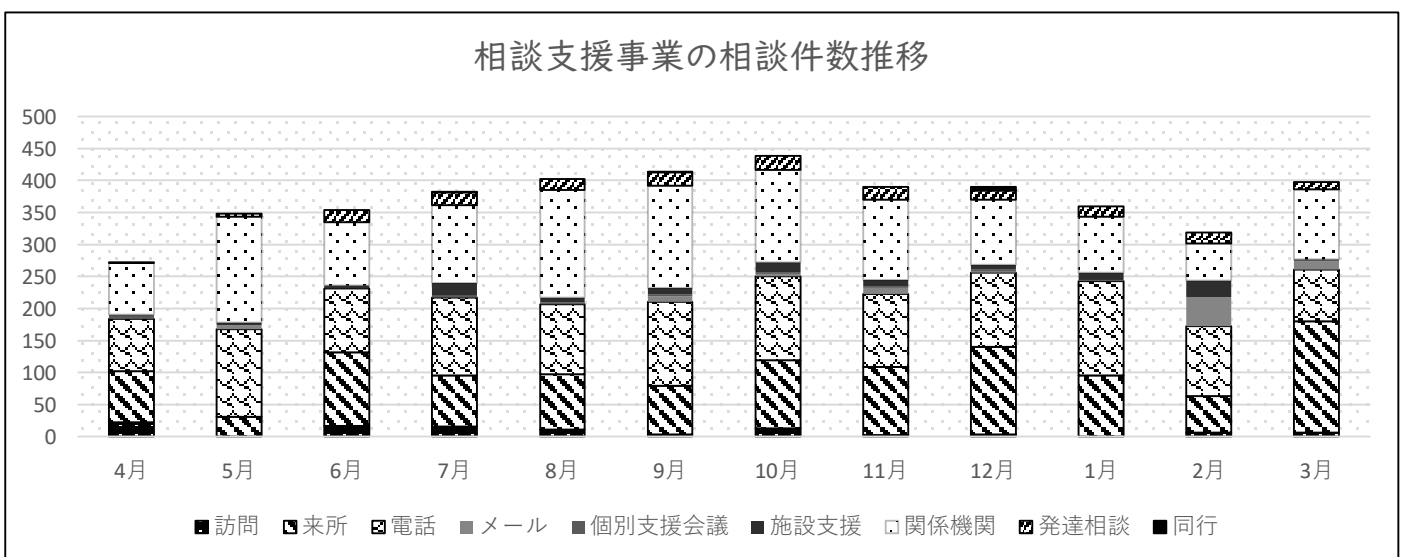
令和2年度 生活支援センターあすなろの概況報告 (R2.4~R3.3)

1. 相談支援業務の概況

(1) 相談支援事業 相談件数

	訪問	来所	電話	メール	個別支援会議	施設支援	関係機関	発達相談	同行	月合計
4月	22	80	82	1	5	0	81	0	1	272
5月	0	31	137	5	1	4	165	5	0	348
6月	17	115	99	0	0	5	99	19	0	354
7月	16	79	122	0	3	20	121	20	1	382
8月	11	86	110	0	2	8	168	17	0	402
9月	3	76	131	9	3	10	160	21	1	414
10月	13	106	131	4	2	16	145	21	0	438
11月	2	107	114	9	3	10	125	20	0	390
12月	3	137	116	2	3	7	102	14	6	390
1月	0	95	148	0	2	11	87	17	0	360
2月	6	57	109	46	0	26	58	17	0	319
3月	6	174	81	13	3	0	109	12	0	398
計	99	1143	1380	89	27	117	1420	183	9	4467

※計画相談は年間1354件

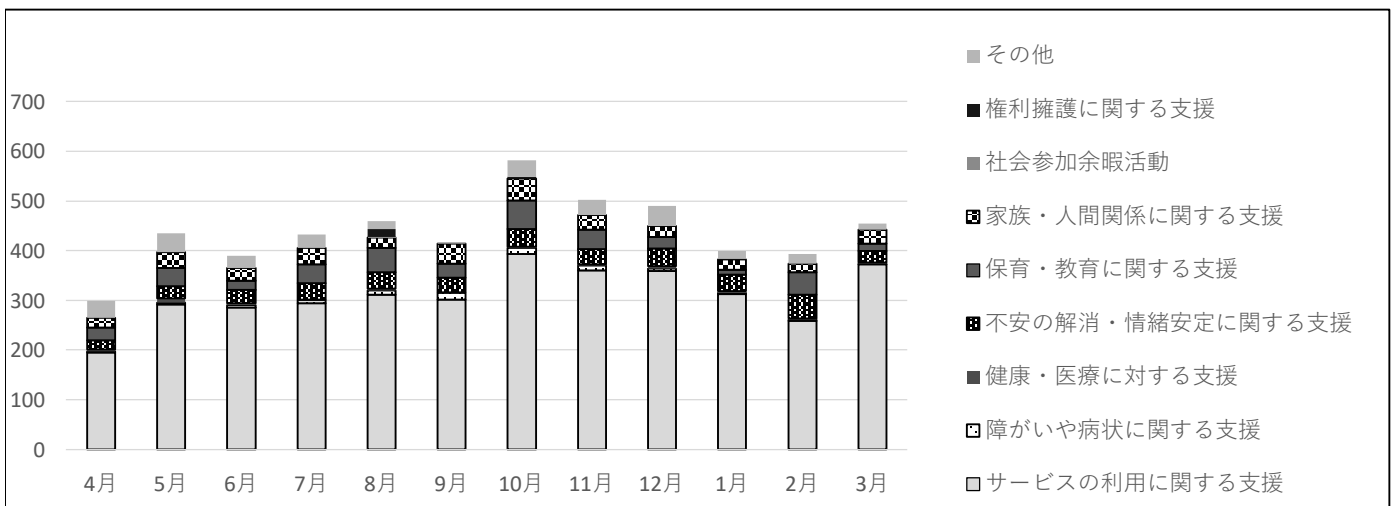


① 相談支援を利用している子どもの人数

身体障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	高次脳機能障害	その他未診断	合計
20	10	76	158	2	186	452

(2) 障害者相談支援業務の内容件数

	サービスの利用に関する支援	障がいや病状に関する支援	健康・医療に対する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族・人間関係に関する支援	社会参加余暇活動	権利擁護に関する支援	その他	計
4月	195	2	4	18	26	20	0	0	34	299
5月	292	4	8	25	36	32	0	0	38	435
6月	286	5	3	27	19	25	0	0	24	389
7月	294	6	1	33	38	33	0	0	27	432
8月	311	9	3	33	49	21	2	16	15	459
9月	301	14	1	29	29	40	0	0	3	417
10月	393	13	2	36	57	44	0	4	33	582
11月	360	10	3	30	39	30	0	0	30	502
12月	359	5	5	35	24	22	0	0	40	490
1月	313	2	4	33	10	20	0	1	16	399
2月	259	2	2	48	46	17	0	0	19	393
3月	372	2	2	24	14	28	0	0	13	455
計	3735	74	38	371	387	332	2	21	292	5252



① 通所および福祉サービスの利用に関する支援

- 児童発達支援・放課後デイサービスの利用・内容に関する相談
- 障害福祉サービス利用や内容に関する相談
- 障害者総合支援法における、利用者負担額や個別減免の情報提供や申請援助
- 児童支援利用計画に関する相談、アセスメントの実施
- 通所・障害福祉サービスの代行申請
- サービスの支給量変更に関しての調整、代行申請
- 通所・障害福祉サービス受給者証に関すること
- 市内転入、転出に伴う情報提供
- 障害者手帳に関すること
- 特別児童扶養手当に関すること
- 障害者手帳を所持していない方の福祉サービスの利用に関すること
- 障害福祉サービス・通所サービス事業所の見学同行、ケース報告
- 家族の養育力低下に伴う緊急のサービス調整
- サービス調整会議の実施

など

② 障害や病状の理解に関する支援

- 本人の病状や障害に関する相談
- 本人の障害特性の理解の促進
- 発達検査、発達相談の実施

など

③ 健康・医療に関する支援

- 本人の状態や保護者のニーズに合った医療機関の紹介、連絡調整
- 訪問看護や訪問リハビリの紹介、連絡調整の実施

④ 不安の解消・情緒安定に関する支援

- 本人のパニック、他傷等に関する相談
- 保護者の子育てに関する相談
- サービス提供事業所への苦情やトラブルに関する相談

など

⑤ 保育・教育に関する支援

- 就園、小・中学校・高校への進学相談と情報提供
- 幼稚園・保育園・小学校・学童保育での対応等についての相談
- 不登校の相談
- 学習についての相談
- 施設支援の実施

など

⑥ 家族関係・人間関係に関する支援

- 学校等での、いじめやからかい、トラブルに関する相談
- 保護者からの虐待などに関する相談
- ペアレントトレーニングの実施
- 家族状況の環境の変化に関する相談

など

⑦ 社会参加・余暇活動に関する支援

- 習い事(運動クラブ・スイミング・ダンス教室・塾など)のインフォーマルな資源の紹介

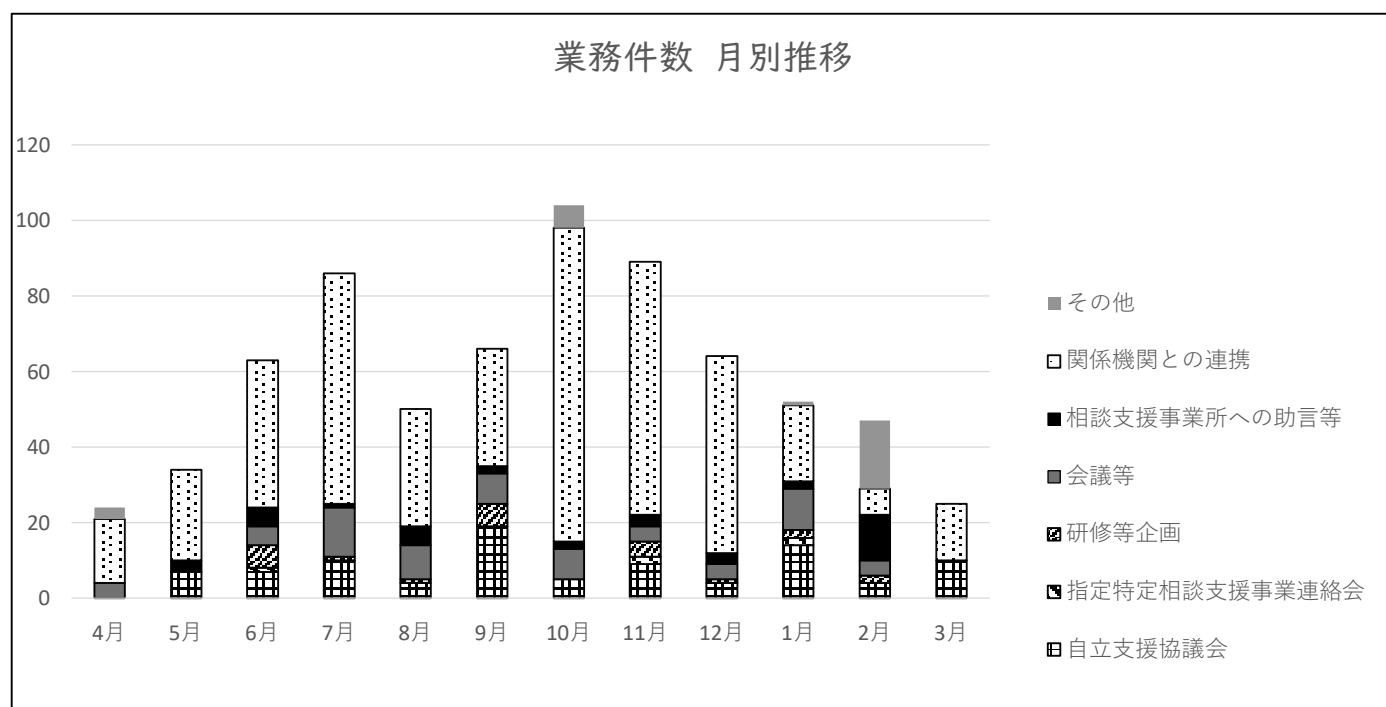
など

⑧ 権利擁護に関する支援

- 虐待の疑いに関する相談

(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業 業務件数

	自立支援協議会	指定特定相談支援事業連絡会	研修等企画	会議等	相談支援事業所への助言等	関係機関との連携	その他	月合計
4月	0	0	0	4	0	17	3	24
5月	7	0	0	0	3	24	0	34
6月	7	1	6	5	5	39	0	63
7月	10	0	1	13	1	61	0	86
8月	4	0	1	9	5	31	0	50
9月	19	0	6	8	2	31	0	66
10月	5	0	0	8	2	83	6	104
11月	9	2	4	4	3	67	0	89
12月	4	0	1	4	3	52	0	64
1月	14	2	2	11	2	20	1	52
2月	4	0	2	4	12	7	18	47
3月	10	0	0	0	0	15	0	25
計	93	5	23	70	38	447	28	704



① 定期的な会議の参加状況

会議名	内容	頻度
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 担当者会	行政、市内の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや 困難事例への対応の在り方に関する協議、調整、地域ネットワークの 構築に向けた協議、企画、情報交換を行う。	2か月に1回
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 こども支援部会	行政、教育機関、市内の相談支援事業所、通所施設などが集まり、教 育と福祉の連携をテーマに、たけまるノートの啓発、不登校児の支援 について教育機関関係者による座談会の実施。また、市内の放課後 デイと児童発達支援の紹介動画を作成し教育、保育関係者に公開し 取組みについて啓発を行う。	2か月に1回
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 権利擁護部会	行政、市内の相談支援事業所が集まり、障がい児・者理解の為のあい サポーターの育成や出前講座や選挙の投票が円滑に出来るよう模擬 選挙に向けての準備を行う。また障害者虐待対応マニュアル見直し。	2か月に1回
生駒市要保護児童対策 地域協議会実務者会議	行政、教育、福祉等の機関で構成され、毎月の新規ケースと要保護家 庭の振り返りを行う。	1か月に1回
健康課母子連絡会	健康課保健師、発達相談員と当センター相談員、発達相談員にて情 報交換を行う。	年3回
ことばの教室連絡会	ことばの教室教諭と健康課、こども支援センターあすなろ職員、発達 相談員で情報交換を行う。	年3回

○ その他、生駒市障害支援区分認定審査会、就学前教育相談、生駒市就学指導委員会にも参加

② 研修会等への参加状況

- あいサポーターメッセンジャー養成講座
- 奈良県相談支援初任者研修
- 事例検討会
- 事業所内にてこどもの発達についての勉強会

③ その他の活動

○ 施設支援

幼稚園や保育園、小学校、学童保育所等で要請に応じて各園に出向き、気になる子どもへの処遇方法等について助言や指導を行っています。
療育の必要性があっても諸事情から通園にはつながることができないケースにも対応し支援します。定期的に実施することで各機関と緊密な連携や支援を行うことに繋がっています。

- トリプルPステップングストーンズ
今年度も10月より予定していましたが、コロナ禍のため中止となりました。
- ひまわり教室・なかよし教室
健康課が実施する母子フォロー教室(ひまわり教室・なかよし教室)に相談員が参加しています。療育につなげていく場面で顔見知りの相談員がいることは、保護者の安心につながり、療育へのハードルも低くなると共に、健康課との連携もより良いものになっています。
- 発達相談
発達相談員による発達相談を随時行っています。新版K式発達検査を使用し、発達状況の確認を保護者と行います。また、結果をお渡ししサービス事業所や幼稚園、保育園で共有していただくツールになっています。
希望やケースにより、発達相談員との療育相談も実施しています。

2. 相談支援業務の傾向について

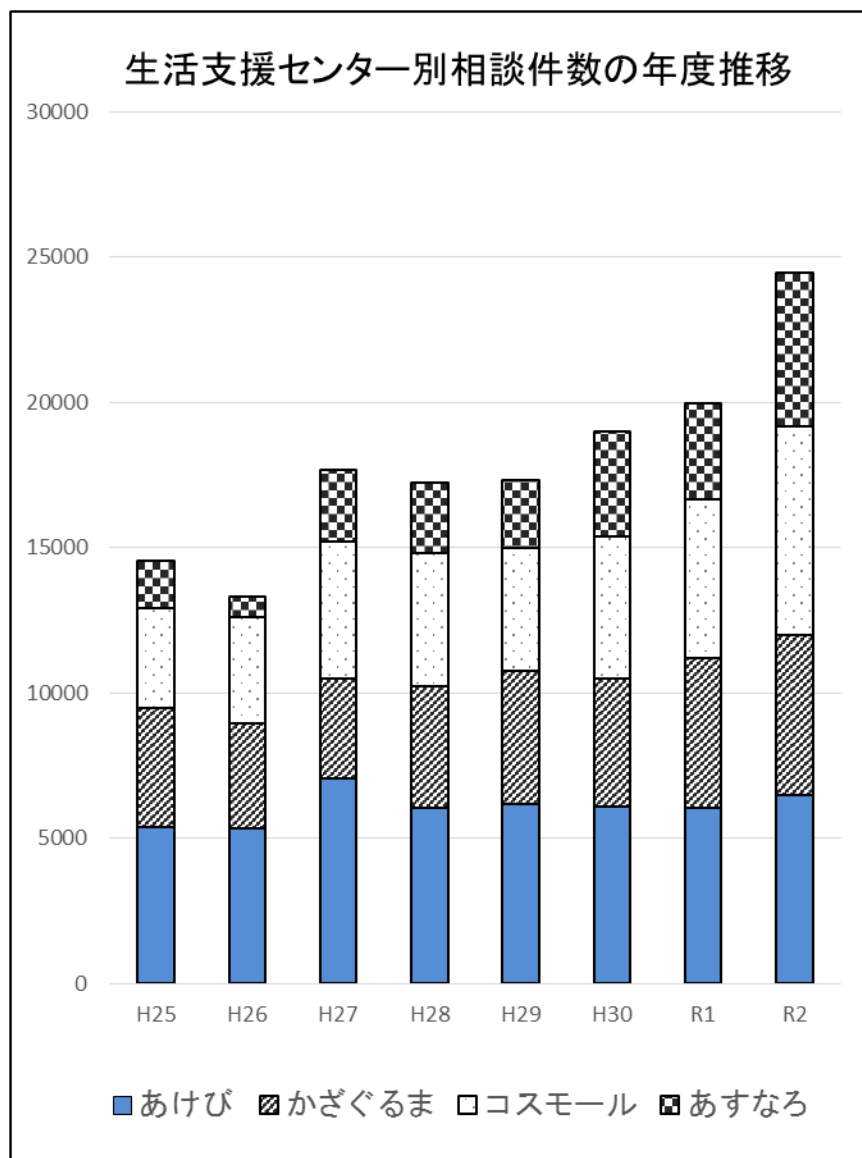
- 通所及び福祉サービスの社会資源を利用、活用に関する相談が主ですが、放課後等デイのサービスが充実してきたこともあり、児童発達支援終了後も継続して療育の利用を希望される方が年々増えており、小・中学生の相談が増加しています。
- こども支援センターあすなろの通所をしていなかった児童が、学校やことばの教室、家庭児童相談室より紹介され、小学校中学年でつながってくるケースが増加傾向にあります。
- 発達障害を伴う、不登校児の相談が増えていますが、家族や本人の状況などから学校との連携が難しい場合もあります。
- 相談対象になる幼児は、未診断でもことばの遅れなどの発達の遅れや、コミュニケーションや社会性の遅れを伴っているケースが殆どです。
- サービスを利用している児の兄弟姉妹の相談や、虐待、保護者が精神疾患を伴うケースも多く、複雑化し、家庭児童相談室との連携をとるケースが多くあります。
- コロナ禍での不登校の増加や在宅での支援を希望されるなど、今までとは違う形での支援の在り方が求められたり、相談自体の持ち方が、対面や訪問では難しい状況などもあり、LINE WORKSやZoomを取り入れ、相談方法の充実を図りました。

3. 今後の課題について

- 新規相談数の増加に伴い、業務多忙な状況が続いています。
令和2年度は、計画を作成する事業所が増えましたが、処遇困難や要対協での見守り家庭のマネジメントや後方支援、既に相談対応をしている児の兄弟姉妹も相談を希望される場合が多く、対応件数は増えている状況です。また、年度末は就園や就学に伴い相談件数は増加し、相談員の負担が高まっています。相談員の確保が難しい中、相談員のスキルアップや連携をより進めていく必要があります。

- 児童発達支援については、市内の事業所が増え、サービス提供内容の多様化が進んでおり、複数事業所を利用されるケースも増えています。複数の支援機関が関わる際には、お子さんの就園や就学について、情報の共有化が重要となりますが、共有が十分にできていない場合もあります。
また、保護者が子どもの障がいや発達の遅れ・躓きを十分理解したり、受容が乏しい段階でありながらも、就園や就学を迎えることになる場合、加配・診断・支援級への入級など情報提供には、特段の配慮が必要で、相談支援員の高いスキルが求められています。多様なケースに対応するためには、事業所や幼稚園・保育園などの関係機関の連携が重要です。「こども支援部会」や「担当者会」とも協働しながら、関係機関が生駒市の就園や就学についての情報や知識を共有し、情報提供や相談対応の仕方についての理解を深めながら、よりよい支援に繋げていく働きかけをしていく必要があります。

令和2年度相談支援事業実績報告・概況報告まとめ 1



障害者相談支援事業の概要と相談件数

(1)福祉サービスの利用に関する支援	11,338
(2)障がいや病状の理解に関する支援	965
(3)健康・医療に関する支援	1,060
(4)不安の解消・情緒安定に関する支援	2,336
(5)保育・教育に関する支援	502
(6)家族関係・人間関係に関する支援	803
(7)家計・経済に関する支援	230
(8)生活技術に関する支援	365
(9)就労に関する支援	553
(10)社会参加・余暇活動に関する支援	241
(11)権利擁護に関する支援	264
(12)その他(専門機関の紹介・調整)	5,213
合 計	23,870

令和2年度相談支援事業実績報告・概況報告まとめ 2

基幹相談支援センター等機能強化事業の概要と相談件数

(1)地域自立支援協議会	247
(2)指定特定相談支援事業所連絡会	17
(3)研修等企画	68
(4)会議等出席	157
(5)指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等	341
(6)関係機関との連携	691
(7)地域移行・地域定着の促進の取り組み (一人暮らし体験計画作成等)	250
(8)その他	96
合 計	1,867

相談支援の傾向と課題

- 障がい者数が年々増加していることや、生活支援センターが周知されてきたこと等から、新規の相談は増加している。
- 重複障がいや障がいの重度化の方の増加、本人・家族の高齢化や死去等に伴う環境変化や緊急支援、警察や司法が関わる社会生活上トラブル、軽度知的障がい・発達障がい児・者の不登校・引きこもり・依存症等、精神的支援を含めた、きめ細やかな多様な支援が求められ、関係機関との連携の重要性が増している。相談員の知識や支援ネットワークの形成力、チームアプローチを展開する力等、さらなるスキルが求められている。
- 福祉サービスの受給が増加する一方、インフォーマルなサービスや支援を活用する機会が減少し、本人のエンパワーメント、家族力、地域での関わりが低下する傾向が見られる。地域の中に福祉サービス以外で安心して過ごせる場所の確保を含めた地域の体制作りが必要である。
- コロナ禍の自粛で、活動性の低下や気持ちの不安定さから家庭内でのトラブルに至るケースも見られている。新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践が求められる中で、障がい児者等が不安を最小限に、安心して生活や社会的活動ができるように、関係機関と連携しながら、支援方法を検討していく必要がある。